

「多様な正社員制度」のご案内

働き方改革推進支援センター



に相談してみませんか！

専門研修を受講した**社労士**が会社までお伺いして
懇切丁寧に相談に応じます

人材確保に苦勞している中小企業が増えています。

「人手不足倒産」は過去最高を記録

2025年度上半期(4~9月)の企業倒産件数(負債額1,000万円以上)は
前年同期比2%増の5,172件、このうち人手不足を理由とした倒産は、
前年同期(151件)に比べて34%増え、202件と過去最多になりました。

人材確保・定着促進のため「**多様な正社員制度**」を導入してみませんか。

※一般的に、正社員は、①労働契約の期間の定めがない、②所定労働時間がフルタイムである、
③直接雇用である者をいいます。多様な正社員とは、いわゆる正社員(従来の正社員)と比べ、
配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員のことを指します。

勤務地 限定正社員	転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤 が一切ない正社員 ◇育児や介護の事情で転勤が難しい社員の離職を防止し定着を促進します。 ◇多店舗経営するサービス業での地域密着型サービスを提供することに有効です。
職務 限定正社員	担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正社員 ◇高度専門的なキャリア形成が必要な職務において、プロフェッショナルとして キャリア展開していく働き方として活用できます。
短時間 正社員	フルタイム正社員と比較して、1週間の所定労働時間が短い正社員 ◇育児や介護の事情で長時間労働が難しい社員の離職を防止し定着を促進します。 ◇キャリア・アップのための時間を確保したい社員の働き方として活用できます。

働き方改革推進支援センター

所在地、フリーダイヤル、メールアドレスなどは、
働き方改革特設サイトでご案内しています。 >>>



「最低賃金引上げへの対応」のご案内

働き方改革推進支援センター

に相談してみませんか！



令和7年度の最低賃金が、10月以降、都道府県ごとに順次改定されます。最低賃金には、地域別と特定の2種類がありますので、留意する必要があります。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

令和7年度地域別最低賃金一覧（金額、発効日）

北海道 1,075 R.7/10/ 4	東 京 1,226 R.7/10/ 3	滋 賀 1,080 R.7/10/ 5	香 川 1,036 R.7/10/18
青 森 1,029 R.7/11/21	神奈川 1,225 R.7/10/ 4	京 都 1,122 R.7/11/21	愛 媛 1,033 R.7/12/ 1
岩 手 1,031 R.7/12/ 1	新 潟 1,050 R.7/10/ 2	大 阪 1,177 R.7/10/16	高 知 1,023 R.7/12/ 1
宮 城 1,038 R.7/10/ 4	富 山 1,062 R.7/10/12	兵 庫 1,116 R.7/10/ 4	福 岡 1,057 R.7/11/16
秋 田 1,031 R.8/ 3/31	石 川 1,054 R.7/10/ 8	奈 良 1,051 R.7/11/16	佐 賀 1,030 R.7/11/21
山 形 1,032 R.7/12/23	福 井 1,053 R.7/10/ 8	和歌山 1,045 R.7/11/ 1	長 崎 1,031 R.7/12/ 1
福 島 1,033 R.8/ 1/ 1	山 梨 1,052 R.7/12/ 1	鳥 取 1,030 R.7/10/ 4	熊 本 1,034 R.8/ 1/ 1
茨 城 1,074 R.7/10/12	長 野 1,061 R.7/10/ 3	島 根 1,033 R.7/11/17	大 分 1,035 R.8/ 1/ 1
栃 木 1,068 R.7/10/ 1	岐 阜 1,065 R.7/10/18	岡 山 1,047 R.7/12/ 1	宮 崎 1,023 R.7/11/16
群 馬 1,063 R.8/ 3/ 1	静 岡 1,097 R.7/11/ 1	広 島 1,085 R.7/11/ 1	鹿児島 1,026 R.7/11/ 1
埼 玉 1,141 R.7/11/ 1	愛 知 1,140 R.7/10/18	山 口 1,043 R.7/10/16	沖 縄 1,023 R.7/12/ 1
千 葉 1,140 R.7/10/ 3	三 重 1,087 R.7/11/21	徳 島 1,046 R.8/ 1/ 1	

厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています（助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です）。

詳細は2～3ページをご覧ください。都道府県の支援施策もあります。

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部を助成します。



キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。



各都道府県の賃上げ支援施策について



IT導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金（一般型）

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引上げ、優先的に採択します。一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

IT導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金（一般型）



「職務評価コンサルティング」のご案内

同一労働同一賃金への対応に向けて

働き方改革推進支援センター

に相談してみませんか！

専門研修を受講した**社労士**が会社までお伺いして
懇切丁寧に相談に応じます

正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の
基本給の均等・均衡を確認できていますか。

パートタイム・有期雇用労働法では、

1. 正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の**不合理な待遇差は禁止**されています。
2. パートタイム・有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由を問われた場合には、**事業主は説明**しなければなりません。

パートタイム・有期雇用労働者の確保と活用での困りごとを解決し、パートタイム・有期雇用労働法に対応するには、今の待遇を点検・見直す必要があります。

採用できない、定着しない、モチベーションを上げることが難しい、賃金制度を見直したい、高度な仕事で活用したい。こんなとき、「職務評価コンサルティング」がお役に立ちます。

職務評価コンサルティングとは、

職務（仕事）の内容を分析し、その大きさ（困難度・責任度合）をポイントで評価することにより、基本給の均等・均衡を確認し、均等・均衡がとれた賃金制度を設計することを支援するコンサルティングです。

詳しいことは



働き方改革推進支援センター

所在地、フリーダイヤル、メールアドレスなどは、
働き方改革特設サイトでご案内しています。 >>>



「選択的週休3日制」のご案内

働き方改革推進支援センター

に相談してみませんか！

専門研修を受講した**社労士**が会社までお伺いして
懇切丁寧に相談に応じます

希望する労働者に1週間に3日の休日を付与する「**選択的週休3日制**」を導入しませんか。人材確保、育児・介護・治療と仕事の両立、学び直し、余暇の充実、地域貢献など、仕事と自分の生活の両立を求める人が増えています。

「**選択的週休3日制**」には、主に**3つのタイプ**があります。

タイプ 1 休日を増加する分、出勤日の労働時間を増加し給与を維持

労働時間・給与水準を維持したまま選択的週休3日制を導入する場合、**1か月単位の変形労働時間制**や**コアタイムなしのフレックスタイム制**等の導入などが必要になります。

タイプ 2 休日を増加した分、労働時間を削減し給与も削減

タイプ 3 休日を増加した分労働時間を削減するが、生産性の向上により給与は維持
時間単価で見た場合、賃金額が上昇することになりますが、そのためには、短い時間で、より多くの成果を出すという生産性の向上が求められます。

選択的週休3日制が効果を生むためには、基本的な働き方改革の取組ができていることが重要です。

働き方改革推進支援センター

所在地、フリーダイヤル、メールアドレスなどは、
働き方改革特設サイトでご案内しています。 >>>



「勤務間インターバル制度」のご案内

働き方改革推進支援センター



に相談してみませんか！

専門研修を受講した**社労士**が会社までお伺いして
懇切丁寧に相談に応じます

何時間に
設定したら
いいの？

就業規則では、
どう規定したら
いいの？

助成金制度は
ありますか？

「勤務間インターバル制度」とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組みです。

働き方改革関連法において、労働時間等設定改善法（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法）が改正され、勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務となりました（施行日：平成31年4月1日）。

労働者の十分な生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康を確保しようとするものです。

制度導入企業の声

製造業	従業員から「体が楽になった」「体調が良くなった」等の声が聞かれ、数値には表れない多くのメリットがありました。
福祉業	40%を超えていた離職率が6%まで低下しました。この業界では珍しく入職待機者が多数出るなど、人材獲得においても非常に大きな成果を上げています。
小売業	無駄な時間外労働がなくなり、その日の業務量を終業時間から逆算して決めるといったように、定時で仕事を切り上げる意識が高くなりました。

働き方改革推進支援センター

所在地、フリーダイヤル、メールアドレスなどは、
働き方改革特設サイトでご案内しています。 >>>

